

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

ローム株式会社

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

京都市右京区西院溝崎町 21 番地
ローム株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松本 功

当社は、2023年9月25日付でラピステクノロジー株式会社（以下「ラピステクノロジー」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ラピステクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2024年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求
ラピステクノロジーは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
ラピステクノロジーは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
ラピステクノロジーは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立

ラピステクノロジーは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月28日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第796条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第797条に基づく株式買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月28日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2024年4月1日をもって、ラピステクノロジーの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2024年4月1日

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 2 月 28 日

ラピステクノロジー株式会社

2024年2月28日

吸収合併に係る事前開示事項

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地8
ラピステクノロジー株式会社
代表取締役社長 高嶋 純宏

当社は、2023年9月25日付でローム株式会社（以下「ローム」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ロームを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

- 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2023年9月25日付で当社とロームとの間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。
- 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社はロームの完全子会社であるため、ロームは本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。
- 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。
- 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
 - 吸収合併存続会社に関する事項
 - 最終事業年度に係る計算書類等の内容
ロームの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
 - 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

ウ. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

2023年12月末日現在のローム及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

(単位：百万円)

	資産の額	負債の額	純資産の額
ローム	944,055	451,853	492,202
当社	14,263	7,726	6,536

本吸収合併の効力発生日以後のロームの収益状況及びキャッシュフローの状況について、ロームの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併の効力発生日以後におけるロームの債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

吸収合併契約書

ローム株式会社

ラピステクノロジー株式会社



吸収合併契約書

ローム株式会社（以下「甲」という。）及びラピステクノロジー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本吸収合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- 吸収合併存続会社：（商号）ローム株式会社
（住所）京都府京都市右京区西院溝崎町 21 番地
- 吸収合併消滅会社：（商号）ラピステクノロジー株式会社
（住所）神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 4 番地 8

第3条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第6条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管する。

2023年9月25日

甲：京都市右京区西院溝崎町21番地

ローム株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 松本 功



乙：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地8

ラピステクノロジー株式会社

代表取締役社長 高嶋 純宏





第65期

計 算 書 類 等

(2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで)

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

ロ ー ム 株 式 会 社

第65期

事業報告

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

事業報告
附属明細書 (事業報告関係)

ローム株式会社

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、中国におけるゼロコロナ政策終了による経済活動の回復が期待されましたが、ロシア・ウクライナ問題の長期化、世界的な金利上昇による金融不安などの影響もあり、先行きの不透明感が一段と強まってきております。

エレクトロニクス業界におきましては、前半は上海のロックダウン、後半は中国のゼロコロナ政策によるサプライチェーンの乱れなどが各市場に影響を与えました。自動車関連市場は一部の半導体不足による自動車の生産調整が継続しておりますが、脱炭素社会に向けた電動化・電装化の促進による車載半導体へのニーズの高まりにより、全体としては順調に推移しました。また、産業機器関連市場では各国における工場の脱炭素化の促進や、生産能力増強・自動化・デジタル化投資の拡大などにより順調に推移しました。一方、民生機器関連市場や通信機器関連市場、コンピュータ&ストレージ市場は特需も落ち着き、減速してきました。

このような経営環境の中、中長期的に成長が期待される自動車関連市場や産業機器関連市場などに向けてロームグループが強みを持つパワー・アナログの新製品・新技術の開発を進め、お客様の省エネ・小型化に広く貢献できるトータルソリューションでの提案を推進しました。

生産面においても、継続して全社最適化を進めるとともに、「モノづくり改革」による省人化・自動化ラインの構築を推し進めました。また、更なる受注に対応するための生産能力増強や生産性向上を進めるなど、お客様への安定供給体制の向上に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は外国為替市場の円安進行による増収効果を受けたことで増加し、前期比12.3%増の5,078億8千2百万円となり過去最高の売上高を達成しました。営業利益は前期比29.2%増の923億1千6百万円となり、当連結会計年度の営業利益率は前連結会計年度の15.8%から18.2%に上昇しました。

経常利益につきましては、営業利益の増加に加え、為替差益の増加により、前期比32.7%増の1,095億3千万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20.3%増の803億7千5百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のEBITDA(※)は前期比30.8%増の1,484億5千6百万円となりました。

※ EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)

税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業などの収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

セグメント別概況

〔L S I〕

市場別では、自動車関連市場向けで、電動車の普及加速に伴いパワートレイン向けに絶縁ゲートドライバ I C などの高付加価値商品の採用が増えたことに加え、A D A S、インフォテインメントや x E V 向けの電源 I C などが好調でした。また、産業機器関連市場向けでは、エネルギー関連向けを中心に堅調に推移し、コンピュータ & ストレージ市場では S S D 向けの電源 I C がシェアアップしたことにより売上を伸ばしました。

これらに加え円安進行もあり、当連結会計年度の売上高は2,337億4百万円（前期比14.6%増）、セグメント利益は481億5千8百万円（前期比46.0%増）となりました。

〔半導体素子〕

事業セグメント別では、トランジスタ、ダイオード、パワーデバイスにつきましては、自動車関連市場の x E V 向けを中心に好調に推移したことに加え、産業機器関連市場でも太陽光発電向けなどが堅調に推移しました。また、発光ダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けで、アミューズメント関連を中心に売上が増加しましたが、半導体レーザーにつきましては、民生機器関連市場向けなどで売上が減少しました。

これらに加え円安進行もあり、当連結会計年度の売上高は2,122億4千1百万円（前期比12.8%増）、セグメント利益は345億2千9百万円（前期比5.4%増）となりました。

〔モジュール〕

事業セグメント別では、プリントヘッドにつきましては、プリンタなどの事務機向けを中心に売上が増加し、オプティカル・モジュールにつきましては、通信機器向けでセンサモジュールの売上が減少しました。

これらに加え円安進行もあり、当連結会計年度の売上高は343億2千6百万円（前期比4.5%増）、セグメント利益は42億8千4百万円（前期比3.6%減）となりました。

〔その他〕

事業セグメント別では、抵抗器につきましては、自動車関連市場向けに高電力抵抗・シャント抵抗等の高信頼品が堅調に推移しました。

これらに加え円安進行もあり、当連結会計年度の売上高は276億1千万円（前期比1.1%増）、セグメント利益は50億8千8百万円（前期比1.4%増）となりました。

上記「セグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額1,261億1千6百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

L S I	57,673 百万円
半導体素子	57,061
モジュール	2,054
その他	3,077
販売・管理等共通部門	6,249

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、増資、社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、地政学リスクによる不透明感、世界的なインフレーションによる金利上昇、加えて不安定な為替相場などにより、減速感が出てきています。エレクトロニクス市場においては、気候変動対策や脱炭素化社会に向けた省エネルギー化の一層の促進やライフスタイルの変化等に加えて、各国における工場の自動化・デジタル化投資などは順調に推移していくものと思われまます。また、民生機器関連市場、コンピュータ&ストレージ市場は後半から徐々に回復基調へ転じると思われまますが、前半は市場減速による影響が大きく、通期全体では前年に対する伸びは低調になると見込んでおります。このような状況の中ではありますが、自動車関連市場においては、部品供給不安解消による自動車生産台数の増加、また電動化・電装化が更に促進される見通しであり、注力しているパワー・アナログ製品を中心に採用が拡大し順調に成長していくことを見込んでおります。

こうした状況のもと、ロームグループでは、引き続き市場のニーズを先取りした高付加価値製品の開発とタイムリーな市場への投入に取り組んで参ります。

また、生産面においても、先進の品質管理体制の構築や省人化・自動化の推進など、「モノづくり改革」を継続して進めて参ります。原材料や設備においては一部を除き、調達における遅延リスクは低減し始めておりますが、顧客との長期契約の締結など今後も安定調達に向けて取り組み、サプライチェーンを維持・継続することで事業運営に支障が出ないよう尽力いたします。

さらに、中期経営計画を着実に遂行することで、中長期的な業績向上を目指し、企業価値の拡大に努めて参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高 (百万円)	362,885	359,888	452,124	507,882
経 常 利 益 (百万円)	35,774	40,672	82,551	109,530
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	25,632	37,002	66,827	80,375
1株当たり当期純利益 (円)	247.65	376.24	680.62	818.65
総 資 産 (百万円)	848,873	926,240	1,029,132	1,123,283
純 資 産 (百万円)	715,479	769,490	840,353	915,465

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当事業年度) 2023年3月期
売 上 高 (百万円)	309,598	303,222	384,181	434,951
経 常 利 益 (百万円)	24,501	40,325	62,429	72,721
当 期 純 利 益 (百万円)	21,606	41,885	53,236	53,019
1株当たり当期純利益 (円)	209.04	426.28	542.46	540.24
総 資 産 (百万円)	518,473	574,882	637,391	673,676
純 資 産 (百万円)	413,884	457,134	488,233	515,374

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

(6) 主要な事業セグメント

ロームグループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	主な製品及び事業の名称
L S I	アナログ、ロジック、メモリ
半 導 体 素 子	ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー
モ ジ ュ ー ル	プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール
そ の 他	抵抗器

(7) 主要な拠点

(2023年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本社・工場 滋賀工場 京都テクノロジーセンター 横浜テクノロジーセンター 京都ビジネスセンター 東京ビジネスセンター 横浜ビジネスセンター 名古屋ビジネスセンター	京 都 府 滋 賀 県 京 都 府 神 奈 川 県 京 都 府 東 京 都 神 奈 川 県 愛 知 県
製 造	ローム浜松㈱ ローム・ワコー㈱ ローム・アポロ㈱ ローム・メカテック㈱ ラピスセミコンダクタ㈱ ラピステクノロジー㈱ ローム・コリア・コーポレーション ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド ローム・ワコー・エレクトロニクス・マレーシア・センディリアン・パハッド ローム・メカテック・フィリピンズ・インク ローム・メカテック・タイランド・カンパニー・リミテッド カイオニクス・インク サイクリスタル・ゲーエムベーハー	静 岡 県 岡 山 県 福 岡 県 京 都 府 神 奈 川 県 等 神 奈 川 県 韓 国 フィリピン タ イ 中 国 中 国 マレーシア フィリピン タ イ 米 国 ド イ ツ
販 売	ローム・セミコンダクタ・コリア・コーポレーション ローム・セミコンダクタ・シャンハイ・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・ペキン・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・シンセン・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・台湾・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・シンガポール・プライベート・リミテッド ローム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コーポレーション ローム・セミコンダクタ・タイランド・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・マレーシア・センディリアン・パハッド ローム・セミコンダクタ・インド・プライベート・リミテッド ローム・セミコンダクタ・ユーエスエー・エルエルシー ローム・セミコンダクタ・ゲーエムベーハー	韓 国 中 国 中 国 中 国 中 国 台 湾 シンガポール フィリピン タ イ マレーシア イ ン ド 米 国 ド イ ツ
物流管理	ローム・ロジステック㈱	岡 山 県

(8) 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
L S I	23,754 名	353 名増	12.4年
半 導 体 素 子			
モ ジ ュ ー ル			
そ の 他			
販 売 ・ 管 理 等 共 通 部 門			

(注) 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(2023年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ローム浜松株式会社	10,000 百万円	100.0 %	電子部品の製造
ローム・アポロ株式会社	450 百万円	100.0	電子部品の製造
ラピスセミコンダクタ株式会社	300 百万円	100.0	電子部品の製造及び販売
ラピステクノロジー株式会社	100 百万円	100.0	電子部品の製造及び開発
ローム・エレクトロニクス・ フィリピンズ・インク	1,221,563 千フィリピン ペソ	100.0	電子部品の製造
ローム・インテグレイテッド・システムズ・ タイランド・カンパニー・リミテッド	1,115,500 千タイバーツ	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・ カンパニー・リミテッド	16,190 百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ダイレン・ カンパニー・リミテッド	9,417 百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・ カンパニー・リミテッド	27,000 千ホンコンドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ユーエスエー・インク	317,142 千米ドル	100.0	北南米子会社の 統括・管理
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッパ・ リミテッド	101,037 千英ポンド	100.0	欧州子会社の 統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・ プライベート・リミテッド	90,630 千シンガポール ドル	100.0	アジア子会社の 統括・管理
サイクリスタル・ゲーエムベーハー	771 千ユーロ	100.0	電子部品の原材料の 製造・開発及び 販売

(注) 1. 資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000 株
- (2) 当事業年度末の発行済株式総数 103,000,000 株 (自己株式 4,852,394株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 30,920 名
- (4) 大株主 (上位10名)

(2023年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,532 千株	15.82 %
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	10,385	10.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,228	7.36
株式会社京都銀行	2,606	2.65
THE BANK OF NEW YORK 134088	1,517	1.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,471	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,205	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,052	1.07
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	932	0.94
BBH FOR FINANCIAL INVESTORS TRUST - SEAFARER OVERSEAS GROWTH AND INC FD	930	0.94

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 当社の自己株式 (4,852千株) は、上表から除外しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (4千株) を含んでおりません。
3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	当社普通株式 3,638株	5 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役社長	松 本 功	CEO
取締役専務執行役員	東 克 己	COO
取締役常務執行役員	伊 野 和 英	CSO 兼 経理本部長
取締役上席執行役員	立 石 哲 夫	CTO
取締役上席執行役員	山 本 浩 史	CAO 兼 サステナビリティ担当
取締役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社 相談役 日本ゼオン株式会社 社外取締役
取締役	Peter Kenevan	PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP
取締役	村 松 邦 子	株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 株式会社ヨコオ 社外取締役 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	山 崎 雅 彦	
取締役 (常勤監査等委員)	仁 井 裕 幸	
取締役 (監査等委員)	千 森 秀 郎	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (弁護士) 王子ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	宮 林 利 朗	宮林公認会計士事務所 所長 (公認会計士)
取締役 (監査等委員)	田 中 久 美 子	御堂筋監査法人 代表社員 (公認会計士)

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役 南雲忠信、Peter Kenevan及び村松邦子並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 南雲忠信、Peter Kenevan及び村松邦子並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 宮林利朗及び田中久美子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 山崎雅彦及び仁井裕幸は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査、内部監査部門等との十分な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
6. 取締役 村松邦子の兼職先であるNECネットエスアイ株式会社と当社との間には、工事代金等の支払いに関する取引関係はございますが、特別な関係はございません。なお、取締役 村松邦子は、2023年6月開催予定の同社第91回定時株主総会終結の時をもって同社社外取締役を退任予定であります。
7. 当社と社外取締役のその他の重要な兼職先との間には、特別な関係はございません。
8. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

Peter Kenevan及び村松邦子は、2022年6月24日開催の第64期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 担当の変更

山本浩史は、2022年6月24日付にて、SCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当からCAO 兼 サステナビリティ担当に担当を変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等を除く)全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

①取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を取締役報酬協議会の答申を受け、2022年6月24日開催の取締役会において決議いたしました。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、金銭による固定報酬及び業績連動報酬並びに非金銭報酬としての株式報酬から構成する。

なお、独立社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

また、当社は、取締役の報酬等に関する独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬等の協議を行う。

ii. 固定報酬の額等の決定(報酬等を与える時期等の決定を含む)に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の現金報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準も参照に、総合的に勘案して決定する。

iii. 業績連動報酬の内容及び額等の決定(報酬等を与える時期等の決定を含む)に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払う。

iv. 非金銭報酬等の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

非金銭報酬は、中長期のインセンティブとして位置づけ、株主との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬は、固定の事前交付型（以下「RS：Restricted Stock」という）と、業績目標に連動する事後交付型（以下「PSRSU：Performance Share Restricted Stock Unit」という）から構成し、業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。RSは、毎年一定の時期に付与し、PSRSUは、中期経営計画に連動した目標値に対する達成度合いに応じて算出し、中期経営計画の終了後の一定の時期に付与する。

v. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役報酬協議会において業務執行取締役の種類別の報酬割合を検討する。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類別の割合の目安（1年あたり）は、短期の業績指標及び中期経営計画に連動した目標値を100%達成した場合において、概ね以下のとおりとする（注）。

■代表取締役社長

金銭報酬	7	固定	2
		業績連動	1
非金銭報酬	3	固定（RS）	1
		業績連動（PSRSU）	3

■その他の業務執行取締役

金銭報酬	4	固定	2
		業績連動	1
非金銭報酬	1	固定（RS）	1
		業績連動（PSRSU）	1

（注）非金銭報酬のうちPSRSUは、中期経営計画の終了後に一括して支給されるものであるが、各年度に割り振って支給されたと仮定して、割合の目安を算定している。

vi. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

取締役の報酬等については、取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役の報酬体系、種類別の報酬割合及び算定方法等を規定した役員報酬規則を取締役会の決議により定めるものとする。

取締役会は、取締役報酬協議会の答申内容を尊重し、役員報酬規則に従い取締役の個人別の報酬等を決定する。

- (c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額9億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は8名、監査等委員でない社外取締役の員数は1名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額1億円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

また、2022年6月24日開催の第64期定時株主総会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬の額を、業績評価期間ごとに50,000株に交付時株価を乗じた金額を上限（監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

③取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	454 (32)	229 (32)	191 (-)	33 (-)	8 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	96 (66)	96 (66)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	550 (98)	325 (98)	191 (-)	33 (-)	13 (7)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④業績連動報酬等に関する事項

(a) 金銭による業績連動報酬

取締役が業績向上に対する意識を高めることにより、持続的な成長と企業価値の拡大を図るため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して金銭による業績連動報酬として、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払うこととしております。

業績指標として連結売上高及び連結営業利益を選定した理由は、業績の向上・企業価値の拡大に向けて最も明確で、経営の成果を端的に示す指標であり、適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

なお、業績連動報酬に係る指標の目標値については、連結売上高は4,000～4,500億円、連結営業利益額は400～600億円とし、当事業年度における実績については、連結売上高は5,078億8千2百万円、営業利益は923億1千6百万円となっております。

(b) 非金銭による業績連動報酬

中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬を中期経営計画に連動した目標値に対する達成度合いに応じて算出し、中期経営計画の終了後の一定の時期に付与するものとしております。

当初の業績評価期間及び業績評価指標は以下のとおりとしております。この指標を選択した理由は、中期経営計画に掲げている指標との整合性があり、達成に向けた適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

業績評価期間	2023年3月期から2026年3月期まで（4年間）	
業績評価指標	財務	ROE
	非財務	温室効果ガス排出量
		ダイバーシティ&インクルージョン (グローバル女性管理職比率)
		ROOMグループ従業員エンゲージメント

⑤非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容については、上記④ (b) iv. 非金銭報酬等の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針に記載のとおりであり、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は、2. 株式に関する事項に記載のとおりです。

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名 / 地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
南 雲 忠 信 取 締 役	取締役会 15回/15回 出席 役員指名協議会 3回/3回 出席 取締役報酬協議会 3回/3回 出席	同氏には、経営者として培われた豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
Peter Kenevan 取 締 役	取締役会 12回/12回 出席	同氏には、コンサルティングファームやグローバルに事業を展開する企業において培われた豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、2022年6月の就任後、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。
村 松 邦 子 取 締 役	取締役会 12回/12回 出席	同氏には、企業倫理向上やサステナビリティ、ダイバーシティ推進に関する豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、2022年6月の就任後、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してサステナビリティ経営に資する助言・提言を行っております。
仁 井 裕 幸 取 締 役 (常勤監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席	同氏には、金融機関等において培われた幅広い知識・見識、常勤監査役及び常勤監査等委員として携わった豊富な経験に基づき、経営の監査・監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務めるとともに、内部監査部門との連携等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

氏名 / 地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
千 森 秀 郎 取 締 役 (監 査 等 委 員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席 役員指名協議会 3回/3回 出席 取締役報酬協議会 3回/3回 出席	同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してガバナンス強化に資する助言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等にご貢献しております。
宮 林 利 朗 取 締 役 (監 査 等 委 員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。
田 中 久 美 子 取 締 役 (監 査 等 委 員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地及び豊かな国際経験等から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	127 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137 百万円

- (注) 1. 当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての持続的な成長と社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、新たに制定された方針の追加等に伴い、2023年4月17日開催の当社取締役会において、当該基本方針を一部改正いたしました。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決（SDGs）に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟（RBA）による行動規範」を遵守し、「ロームグループサステナビリティ方針」として掲げ、サステナビリティ経営を推進する。
- (b) 取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。
- (c) 「ローム・コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、適切なガバナンス体制を構築し、取締役会が取締役に対する監督機能を発揮することにより、経営の公正性、透明性を確保する。
- (d) 取締役が他の取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 複数の独立した社外取締役が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。
- (f) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。
- (g) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングするとともに、取締役の不正事案発生時には、同部門が取締役に直接報告できるレポートラインを確保する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、りん議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書（電子データを含む。以下同じ。）により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。
- (b) グループ会社や関連部門への指示等は、原則として文書により行い、取締役がいつでも閲覧できる保管状況にする。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) EHS統括委員会は、環境（Environment）、健康・衛生（Health）、安全（Safety）、サステナビリティ（Sustainability）に関連するマネジメントシステムの運用を統括し、取締役会に対して適宜、報告・相談を行うとともに、取締役会から監督・指示を受ける。EHS統括委員会の傘下に、安全衛生、リスク管理・BCM、環境、サプライチェーン、倫理、労働、情報セキュリティ、品質の各マネジメントシステムを推進する体制を構築し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。
- (b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM委員会を組織する。「リスク管理・事業継続方針」を制定し、突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。
- (c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグル

ープ行動指針」等で毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むとともに、執行役員制度を導入し、職務分掌に基づいた具体的業務の執行を行わせ、執行に係る迅速な意思決定を実現する。
- (b) 取締役社長の意思決定を補佐することを目的として、執行役員によって構成する経営執行会議を設置する。
- (c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会やりん議書にて機動的に意思決定する。
- (d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。
- (e) ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、中期経営計画を策定するとともに、目標達成に影響を与えるサステナビリティ重点課題（マテリアリティ）を特定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。
- (b) 固有の法令を適切に遵守するため、EHS統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制において、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。
- (c) 会社情報の適時開示に係る社内体制のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。
- (d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。
- (b) 当社のEHS統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
- (c) ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
- (d) 当社に「グループ会社役員指名協議会」を設置し、グループ会社の役員人事に親会社として適切に関与するとともに、グループ会社の取締役または監査役等を適切に配置し、業務執行の適正性の監視を行う。
- (e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認やりん議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
- (f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
- (g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。
- (h) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所等に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、グループ会社の取締役及び監査役等の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助するため、必要な実務能力を具備した使用人を配置することができる。
- (b) 当該使用人は、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を尊重する。

⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保

するための体制

- (a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告を行う。
- (b) EHS統括委員会及びその傘下にある各マネジメントシステム体制を運用する各会議体へ必要に応じて常勤監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会等は議事録等で活動内容を定期的に監査等委員会へ報告する。
- (c) りん議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査等委員会に報告される体制とする。
- (d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
- (e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。
- (f) グループ会社の取締役または監査役等が、当社及びグループ会社の業務執行に関し、法令、定款及びその他の社内規程に違反またはロームグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告する。
- (g) 当社の取締役及び法務部門がコンプライアンス・ホットラインへの通報対象となる場合には、通報受付の独立性を確保する観点から、常勤監査等委員が直接報告を受けるルートを確保する。
- (h) 監査等委員会へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査等委員会の求めに応じその都度報告を行う。
- (b) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
- (c) 監査等委員会は、ロームグループに精通した社内取締役及び法律・会計・金融の専門家等の社外取締役を交えた多様な構成とし、独立性・実効性の高い充実した体制とする。
- (d) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役と随時意見の交換を行う。
- (e) 監査等委員会がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

- ・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」等の目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての取締役・監査役等、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信等を行っております。
- ・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において評価・モニタリングを実施することで、業務の透明性と実効性を向上させる取り組みを行っております。

②リスク管理体制について

- ・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しては、グループ全社員と家族の安全確保及び感染拡大防止の徹底を図るとともに、事業活動の継続に向けてグローバルな対応に取り組んでおります。
- ・手口の高度化・巧妙化が進むサイバー攻撃や頻度が増加している状況において、全従業員への情報セキュリティ教育やWi-Fi利用に関するマニュアル制定等を含めた情報漏洩防止のための取組み、インシデント発生を即座に検知するソフトウェアの導入等、継続的なセキュリティ対策に取り組んでおります。

- ・「ロームグループ機密情報管理方針」を定めるとともに、全社的に統括管理する部門を設置し、機密情報マネジメント体制を構築・運用することで、適切な機密情報管理の徹底に努めております。

③子会社管理体制について

- ・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認やりん議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
- ・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役及び監査等委員会に報告を行っております。

④取締役の職務執行について

- ・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にするとともに、執行役員制度を導入し、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
- ・経営執行会議において、重要な経営方針や計画、業務執行等を審議し、取締役社長の意思決定を補佐しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

⑤監査等委員会が選定する監査等委員の職務執行について

- ・当該監査等委員は、取締役会のほか、EHS S統括委員会等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当該監査等委員は、当社各部門及びグループ会社への往査やリモート監査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
- ・当該監査等委員は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身をを図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相応な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

附 属 明 細 書 (事業報告関係)

会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

該当事項はありません。

第 6 5 期

連 結 計 算 書 類

(2 0 2 2 年 4 月 1 日 から
2 0 2 3 年 3 月 3 1 日 まで)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表

ロ ー ム 株 式 会 社

連 結 貸 借 対 照 表

（ 2023年 3月31日現在 ）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	653,979	流 動 負 債	131,907
現 金 及 び 預 金	291,154	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	16,157
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	100,472	電 子 記 録 債 務	4,112
電 子 記 録 債 権	9,277	未 払 金	54,086
有 価 証 券	38,093	未 払 法 人 税 等	21,353
商 品 及 び 製 品	53,779	そ の 他	36,196
仕 掛 品	79,646	固 定 負 債	75,910
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	62,059	社 債	40,336
未 収 還 付 法 人 税 等	1,884	繰 延 税 金 負 債	22,539
そ の 他	17,669	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,819
貸 倒 引 当 金	△56	そ の 他	2,215
固 定 資 産	469,303	負 債 合 計	207,817
有 形 固 定 資 産	363,771	（ 純 資 産 の 部 ）	
建 物 及 び 構 築 物	110,273	株 主 資 本	870,656
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	112,744	資 本 金	86,969
工 具 、 器 具 及 び 備 品	8,155	資 本 剰 余 金	102,416
土 地	68,285	利 益 剰 余 金	721,151
建 設 仮 勘 定	59,279	自 己 株 式	△39,880
そ の 他	5,032	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	44,256
無 形 固 定 資 産	5,722	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34,007
の れ ん	497	為 替 換 算 調 整 勘 定	12,149
そ の 他	5,225	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,901
投 資 そ の 他 の 資 産	99,810	非 支 配 株 主 持 分	552
投 資 有 価 証 券	76,976	純 資 産 合 計	915,465
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,875	負 債 純 資 産 合 計	1,123,283
繰 延 税 金 資 産	7,663		
そ の 他	13,788		
貸 倒 引 当 金	△494		
資 産 合 計	1,123,283		

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		507,882
売 上 原 価		314,220
売 上 総 利 益		193,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		101,344
営 業 利 益		92,316
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,509	
受 取 配 当 金	950	
為 替 差 益	11,387	
そ の 他	1,546	17,394
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	133	
和 解 金	15	
そ の 他	32	180
経 常 利 益		109,530
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,335	1,335
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 売 却 損	434	
減 損 損 失	301	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	622	1,358
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		109,507
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28,981	
法 人 税 等 調 整 額	122	29,104
当 期 純 利 益		80,403
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		27
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		80,375

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	86,969	102,411	661,386	△39,915	810,851	39,314	△8,294	△2,054	28,965	536	840,353
当期変動額											
剰余金の配当			△20,610		△20,610						△20,610
親会社株主に帰属 する当期純利益			80,375		80,375						80,375
自己株式の取得				△6	△6						△6
自己株式の処分		5		41	46						46
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						△5,306	20,444	152	15,290	16	15,306
当期変動額合計	—	5	59,765	34	59,805	△5,306	20,444	152	15,290	16	75,111
当期末残高	86,969	102,416	721,151	△39,880	870,656	34,007	12,149	△1,901	44,256	552	915,465

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 39社

(2) 主要な連結子会社の名称

ローム浜松株式会社
ローム・アポロ株式会社
ラピスセミコンダクタ株式会社
ラピステクノロジー株式会社
ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク
ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド
ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド
ローム・ユーエスエー・インク
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッパ・リミテッド
ローム・エレクトロニクス・アジア・プライベート・リミテッド
サイクリスタル・ゲーエムベーハー

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社数 0社

(3) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称等

(関連会社)

エルビー・ルーセン・カンパニー・リミテッド
ハイモシック・シャンハイ・カンパニー・リミテッド

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日（3月31日）と異なる連結子会社は5社であり、その決算日はいずれも12月31日であります。

これらの連結子会社は、連結決算日で仮決算を実施し、仮決算に基づく財務諸表を基礎として連結計算書類を作成しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は主として移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③棚卸資産

商品、製品、仕掛品及び原材料は主として移動平均法による原価法、貯蔵品は主として最終仕入原価法によっております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（使用権資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社において1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械装置及び運搬具が2～10年であります。

②無形固定資産（使用権資産を除く）

定額法によっております。

③使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に従い、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、及び、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当グループは、LSI（アナログ、ロジック、メモリ）、半導体素子（ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー）、モジュール（プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール）及び、その他（抵抗器）の電子部品の販売を行っております。電子部品の販売については、電子部品を引渡時点で顧客が当該電子部品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該電子部品の引渡時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産および負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～13年）による定額法により按分した額を、費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産の評価（固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 363,771百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、事業用資産の減損損失を把握するにあたって、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる資産グループが存在する場合は、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額を一定の仮定に基づいて算出し、帳簿価額を下回る場合は当該固定資産を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は将来キャッシュ・フローを基礎とした使用価値により測定しております。

減損損失計上の要否を判定するために使用する割引前将来キャッシュ・フローについては、経営者により作成された事業計画（主として5年）を基礎として策定しており、以下の仮定をおいて見積っております。

- ・売上高について、外部の市場調査機関が公表している市場予測データや過去からの趨勢、顧客からの生産計画や受注状況などを考慮した成長率を見積っております。
- ・将来キャッシュ・フローの見積期間については、主要な資産の経済的残存使用年数に基づき算定しており、これが事業計画の算定期間を超える場合には、将来の不確実性を考慮して成長を見込まず、事業計画の最終年度のキャッシュ・フローと同額で推移するものと仮定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済状況の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 7,663百万円、繰延税金負債 22,539百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、繰延税金資産を計上するにあたり、繰延税金資産の回収可能性について、各納税主体ごとに将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得及びタックスプランニング等に基づき判断しております。

将来課税所得の見積りは、経営者によって作成された事業計画を基礎として策定しており、スケジュール可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

その結果、各納税主体ごとに繰延税金資産と繰延税金負債を相殺し、連結計算書類に計上しております。

なお、課税所得の発生状況は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

887,501 百万円

2. 有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、火災等による保険金入金によるもの481百万円、国庫補助金等の受入によるもの等1,239百万円であります。

なお、取得価額から控除している有形固定資産の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	828 百万円
機械装置及び運搬具	507
工具、器具及び備品	7
土地	377

3. 保証債務

従業員の銀行借入金について債務保証を行っております。

従業員（住宅資金借入金） 9 百万円

4. 非連結子会社及び関連会社に対する資産

投資有価証券（株式） 1,762 百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度（2023年3月期）において、当グループは次の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	日本等	機械装置及び運搬具	179
		建設仮勘定	31
		工具、器具及び備品	52
		建物及び構築物等	37
合計			301

当グループは、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行い、遊休資産については、個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

（遊休資産）

現時点において今後の使用見込みが乏しいと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 103,000,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	10,795 百万円	110.00円	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月1日 取締役会	普通株式	9,814 百万円	100.00円	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	9,814 百万円	利益剰余金	100.00円	2023年3月31日	2023年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、余資は主として安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、営業債権の為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当グループの社内規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券である株式並びに債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券は取締役会の承認を受けた社内方針に従い、格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

社債は、自己株式の取得に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、取締役会の承認を受けた社内方針に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資を含む）は、次表には含めておりません（注）1を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、有価証券（譲渡性預金）、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	78,473	78,473	—
関連会社株式	652	5,518	4,865
社債	40,336	41,949	1,613
デリバティブ取引（※）	(29)	(29)	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注）

1. 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,203
投資事業有限責任組合契約に基づく権利	930
非連結子会社及び関連会社の株式	1,109

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

2. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	291,154	—	—	—
受取手形及び売掛金	100,472	—	—	—
電子記録債権	9,277	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（社債）	5,418	7,878	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの（その他）	32,700	—	—	—
未収還付法人税等	1,884	—	—	—

3. 社債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	40,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	59,437	—	—	59,437
債券	—	12,622	—	12,622
その他	1,452	4,961	—	6,413
デリバティブ取引	—	(29)	—	(29)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
関連会社株式	5,518	—	—	5,518
社債	—	41,949	—	41,949

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債は相場価格を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	L S I	半導体素子	モジュール	計		
売上高						
国内	83,883	58,241	8,714	150,838	4,339	155,178
アジア	129,515	114,572	21,199	265,287	15,091	280,379
アメリカ	11,518	11,728	1,559	24,807	4,906	29,713
ヨーロッパ	8,787	27,698	2,852	39,338	3,272	42,610
顧客との契約から 生じる収益	233,704	212,241	34,326	480,271	27,610	507,882
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	233,704	212,241	34,326	480,271	27,610	507,882

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抵抗器事業、タンタルコンデンサ事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当グループは、主に個別契約に基づく電子部品の販売において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した金額を上回る部分を、財又はサービスの移転による履行義務を充足するまで前受金として計上しており、連結貸借対照表上の、その他の流動負債に含めております。なお、2023年3月31日現在における前受金、並びに当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、軽微であります。

また、2023年3月31日現在における契約資産の残高は、ありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	9,321円95銭
1株当たり当期純利益	818円65銭

第65期

計 算 書 類

(2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで)

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
附属明細書 (計算書類関係)

ロ ー ム 株 式 会 社

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	312,619	流動負債	108,360
現金及び預金	76,279	買掛金	53,318
受取手形	217	電子記録債権	7,330
売掛金	97,735	未払金	17,054
電子記録債権	8,859	未払費用	10,839
有価証券	35,393	未払法人税等	18,037
商品及び製品	29,227	預り金	1,255
仕掛品	11,035	その他	525
原材料及び貯蔵品	14,912	固定負債	49,940
前払費用	672	社債	40,336
短期貸付金	1,780	繰延税金負債	7,448
未収入金	33,001	退職給付引当金	2,105
その他の他金	3,508	株式給付引当金	32
貸倒引当金	△4	資産除去債務	18
固定資産	361,057	負債合計	158,301
有形固定資産	88,463	(純資産の部)	
建物	19,975	株主資本	481,357
構築物	372	資本金	86,969
機械及び装置	11,837	資本剰余金	97,266
車両運搬具	4	資本準備金	97,253
工具、器具及び備品	1,452	その他資本剰余金	12
土地	42,251	利益剰余金	337,002
建設仮勘定	12,568	利益準備金	2,464
無形固定資産	4,153	その他利益剰余金	334,537
のれん	497	研究開発積立金	1,500
特許権	368	別途積立金	243,500
ソフトウェア	3,179	繰越利益剰余金	89,537
その他	108	自己株式	△39,880
投資その他の資産	268,440	評価・換算差額等	34,017
投資有価証券	75,132	その他有価証券評価差額金	34,017
関係会社株式	123,939	純資産合計	515,374
長期貸付金	56,472	負債純資産合計	673,676
長期前払費用	4,658		
前払年金費用	2,389		
その他	6,272		
貸倒引当金	△425		
資産合計	673,676		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		434,951
売 上 原 価		320,380
売 上 総 利 益		114,571
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		60,880
営 業 利 益		53,691
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,910	
為 替 差 益	8,414	
技 術 指 導 料	3,761	
経 営 指 導 料	911	
そ の 他	1,120	19,119
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	9	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	33	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	24	
和 解 金	15	
そ の 他	4	89
経 常 利 益		72,721
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,718	2,718
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 売 却 損	365	
減 損 損 失	1,490	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	622	2,478
税 引 前 当 期 純 利 益		72,960
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,113	
法 人 税 等 調 整 額	△1,172	19,941
当 期 純 利 益		53,019

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	86,969	97,253	7	97,261	2,464	1,500	243,500	57,128	304,593	△39,915	448,908
当期変動額											
剰余金の配当								△20,610	△20,610		△20,610
当期純利益								53,019	53,019		53,019
自己株式の取得										△6	△6
自己株式の処分			5	5						41	46
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）											
当期変動額合計	—	—	5	5	—	—	—	32,409	32,409	34	32,449
当期末残高	86,969	97,253	12	97,266	2,464	1,500	243,500	89,537	337,002	△39,880	481,357

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	39,325	39,325	488,233
当期変動額			
剰余金の配当			△20,610
当期純利益			53,019
自己株式の取得			△6
自己株式の処分			46
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△5,307	△5,307	△5,307
当期変動額合計	△5,307	△5,307	27,141
当期末残高	34,017	34,017	515,374

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は主として移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法、貯蔵品は最終仕入原価法によっております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物が3～50年、機械及び装置が2～8年であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェアが3～5年、のれんが5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、費用処理しております。

(3) 株式給付引当金

株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、信託型株式交付規定に基づき、雇用型執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込み額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に従い、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、及び、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

126,523 百万円

2. 有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、火災等による保険金入金によるもの163百万円、国庫補助金等の受入によるもの等383百万円であります。

なお、取得価額から控除している有形固定資産の内訳は、次のとおりであります。

建物	180 百万円
工具、器具及び備品	0
土地	365

3. 保証債務

以下の関係会社の債務に対し債務保証を行っております。

ローム浜松株式会社	86 百万円
カイオニクス・インク	303
サイクリスタル・ゲーエムペーハー	2,150

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	84,822 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	56,472
関係会社に対する短期金銭債務	47,329

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	291,906 百万円
	仕入高及び外注加工費	258,465
	その他の営業費用	3,940
営業取引以外の取引高	営業外収益	5,416
	営業外費用	31
	資産譲渡高	50,941
	資産購入高	1,810

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 4,857,278 株

(注) 自己株式の総数には株式付与ESOP信託が保有する当社株式4,884株を含んでおります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有価証券及び投資有価証券	261 百万円
関係会社株式	25,317
棚卸資産	1,591
減価償却費	1,669
未払事業税	1,084
未払費用	2,698
退職給付引当金	642
貸倒引当金	131
減損損失	1,792
その他	198
小計	35,388
評価性引当額	△27,348
合計	8,039

繰延税金負債

前払年金費用	△728
その他有価証券評価差額金	△14,720
その他	△39
合計	△15,488

繰延税金負債の純額

△7,448

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ローム浜松株式会社	100%	当社の 加工委託先	製品の 加工委託等 ※1 外注設備等 の売却 ※2 資金の貸付 ※3	23,902 8,370 23,000	未収入金 買掛金 未払金 長期貸付金	3,637 2,771 153 23,000
	ローム・アポロ株式会社	100%	当社の 加工委託先	製品の 加工委託等 ※1 有形固定資 産等の売却 ※4	28,352 8,091	未収入金 買掛金 未払金	2,097 4,177 72
	ラピステクノロジー株式会社	100%	製品の 仕入先	製品の 仕入等 ※5	38,869	買掛金 未払金	2,170 0
	ローム・エレクトロニクス・ フィリピンズ・インク	100%	当社の 加工委託先	製品の 加工委託等 ※1	43,583	未収入金 買掛金 未払金 未払費用	7,249 10,315 92 18
	ローム・インテグレイテッド・ システムズ・タイランド・ カンパニー・リミテッド	100%	当社の 加工委託先	製品の 加工委託等 ※1 技術指導料 の受取 ※6	48,100 3,122	未収入金 買掛金 未払金	8,987 13,282 22
	ローム・セミコンダクタ・ シャンハイ・カンパニー・ リミテッド	100%	当社の 販売先	製品の販売 ※7	35,928	売掛金	8,194
	ローム・セミコンダクタ・ ホンコン・カンパニー・ リミテッド	100%	当社の 販売先	製品の販売 ※7	89,140	売掛金	12,902
	ローム・セミコンダクタ・ タイワン・カンパニー・ リミテッド	100%	当社の 販売先	製品の販売 ※7	35,612	売掛金	7,837
	ローム・セミコンダクタ・ ゲーエムベーハー	100%	当社の 販売先	製品の販売 ※7	27,221	売掛金	7,792
	サイクリスタル・ ゲーエムベーハー	100%	原材料の 仕入先	資金の貸付 ※3	19,719	長期貸付金	29,872

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ※ 議決権等の被所有割合は0%であります。

- ※1. 製品の加工委託については、製品の市場価格と子会社の加工費用を勘案して決定した価格を適用しております。
- ※2. 外注設備等の売却については、原価を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。
- ※3. 資金の貸付については、市場金利を勘案した経済合理性のある利率を適用しております。
- ※4. 有形固定資産等の売却については、原価を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。
- ※5. 製品の仕入については、製品の市場価格を勘案して決定した価格を適用しております。
- ※6. 技術指導料については、各社の売上額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。
- ※7. 製品の販売については、一般の取引条件に準拠して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	5,251円28銭
1 株当たり当期純利益	540円24銭

附 属 明 細 書 (計 算 書 類 関 係)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額 ※2	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建 物	19,333	2,833	214	1,976	19,975	42,400	62,376
	構 築 物	332	93	1	52	372	2,098	2,470
	機 械 及 び 装 置	14,202	11,361 ※1	5,799 (448)	7,928	11,837	72,540	84,378
	車 両 運 搬 具	4	2	—	2	4	20	24
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,170	1,398	351 (346)	764	1,452	9,463	10,915
	土 地	43,008	2	759	—	42,251	—	42,251
	建 設 仮 勘 定	12,349	22,083	21,863 (690)	—	12,568	—	12,568
	計	90,400	37,775	28,988 (1,485)	10,724	88,463	126,523	214,986
無形 固定 資産	の れ ん	795	—	—	298	497		
	特 許 権	205	196	—	33	368		
	ソ フ ト ウ ェ ア	2,143	2,551	5 (5)	1,510	3,179		
	そ の 他	127	16	31	4	108		
	計	3,271	2,765	36 (5)	1,847	4,153		

(注) ※1. 半導体素子部門を中心とした生産体制の拡充によるものであります。

※2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当事業年度の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	0	429	—	430
退 職 給 付 引 当 金	1,903	245	44	2,105
株 式 給 付 引 当 金	16	19	3	32

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
運賃荷造費	1,874	
広告宣伝費	861	
役員報酬	325	
役員賞与	191	
役員株式報酬	33	
従業員給与手当	6,221	
法定福利費	1,500	
賞与	2,512	
退職給付費用	503	
福利厚生費	944	
交際接待費	59	
支払手数料	4,739	
寄付金	91	
貸倒引当金繰入額	429	
研究開発費	35,041	
減価償却費	701	
事業税	1,936	
その他	2,911	
計	60,880	

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

ローム株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)	山	崎	雅	彦	殿	
監査等委員(常勤)	仁	井	裕	幸	殿	
監査等委員	千	森	秀	郎	殿	
監査等委員	宮	林	利	朗	殿	
監査等委員	田	中	久	美	子	殿

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 博 規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

ローム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

ローム株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)	山	崎	雅	彦	殿	
監査等委員(常勤)	仁	井	裕	幸	殿	
監査等委員	千	森	秀	郎	殿	
監査等委員	宮	林	利	朗	殿	
監査等委員	田	中	久	美	子	殿

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 博 規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上